

静岡市職員の給与に関する条例の一部改正について

静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月9日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の給与に関する条例(平成15年静岡市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項及び第5項中「その者」を「当該職員」に改める。

第7条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額」を「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額」に、「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項を同条とする。

第12条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第7条第1項」を「第7条」に、「その者」を「当該職員」に改める。

第18条第1項第1号中「料金(以下)の次に「この項から第3項までにおいて」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額(以下)の次に「この号及び次項において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「その者」を「当該職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「交通機関等(以下)を「交通機関等(第1号において)に、「。以下」を「。第1号において」に改め、同項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、同号ただし書中「以下」の次に「この号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改める。

第21条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」

を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第28条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第31条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第33条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第1項中「第13条の2」を「第6条、第13条の2」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第33項を附則第41項とし、附則第32項の次に次の8項を加える。

(特定日以後における給料の取扱い)

33 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第35項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第4項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額（給料の切替えに伴う経過措置としてこの条例その他の条例の規定において異なる給料月額の定めがある場合は、当該給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

34 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤務職員

(2) 静岡市職員の定年等に関する条例（令和4年静岡市条例第 号。以下「新定年条例」という。）による改正前の静岡市職員の定年等に関する条例（平成15年静岡市条例第29号）第3条第1項ただし書及び第2項に定める職員

(3) 新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（新定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

(4) 新定年条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された新定年条例第6条第1項各号に掲げる職を占める職員

35 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第37項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第33項の規定により当該職員の

受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第33項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

36 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第4項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第4項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

37 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第33項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第35項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

38 附則第35項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第33項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

39 附則第35項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第12条第2項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第35項、第37項又は第38項の規定による給料の額との合計額」とする。

40 附則第33項から前項までに定めるもののほか、附則第33項の規定による給料月額、附則第35項の規定による給料その他附則第33項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第1中

「

再任用		円	円	円	円	円	円	円	円	円
職員以										

を

外の職員										
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	円	円	円	円	円	円	円	円	円
--------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

に、

再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	288,500	313,900	355,600	388,700	439,800
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	187,700円	215,200円	255,200円	274,600円	288,500円	313,900円	355,600円	388,700円	439,800円

に

改める。

別表第2 医療職給料表ア医療職給料表（1）中

再任用職員以外の職員		円	円	円
------------	--	---	---	---

を

定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	に、
------------------------------------	--	---	---	---	----

再任用職 員		337,400	391,800	464,800	を
-----------	--	---------	---------	---------	---

定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	に
		337,400円	391,800円	464,800円	

改め、別表第2 医療職給料表イ医療職給料表（2）中

再任用職 員以外の 職員		円	円	円	円	を
--------------------	--	---	---	---	---	---

定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	に、
------------------------------------	--	---	---	---	---	----

再任用職員		187,500	214,100	280,900	363,800	を
-------	--	---------	---------	---------	---------	---

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	に
		187,500円	214,100円	280,900円	363,800円	

改め、別表第2 医療職給料表ウ医療職給料表（3）中

再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	を
------------	--	---	---	---	---	---	---

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	に、
--------------------	--	---	---	---	---	---	----

再任用職員		233,900	254,200	287,900	325,000	369,400	を
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	に
	233,900円	254,200円	287,900円	325,000円	369,400円	

改める。

別表第3中

再任用 職員以 外の職 員	円	円	円	円	円	を
------------------------	---	---	---	---	---	---

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	円	円	円	円	円	に、
--	---	---	---	---	---	----

再任用 職員	200,300	239,800	254,100	287,200	313,900	を
-----------	---------	---------	---------	---------	---------	---

定年前 再任用	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
------------	------------	------------	------------	------------	------------

短時間 勤務職 員	200,300円	239,800円	254,100円	287,200円	313,900円	に
-----------------	----------	----------	----------	----------	----------	---

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の静岡市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第33項から第40項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。
- 3 改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が改正後の条例第7条に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される改正後の条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 4 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第12条第2項、第18条第2項第2号及び第21条第2項の規定を適用する。
- 6 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第28条第3項、第31条第2項第2号及び第33条第1項の規定を適用する。
- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。